

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案 新旧対照表

○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>〔内閣情報官〕 第十九条 〔略〕</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>〔内閣情報官〕 第十九条 〔略〕</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 〔略〕</p>